

アイングループ贈収賄・腐敗防止方針

アイングループは、人々の健康や美に貢献する事業を通じ、お客さまの元気と笑顔を実現し続けるため、良識と倫理観を持った企業活動を行っています。企業活動における贈収賄・腐敗行為は、正当な商取引を阻害するだけでなく、反社会的勢力の資金源になる等の弊害も予想され、昨今、国内外において、贈収賄や腐敗行為に対する規制が強化されています。これら 贈収賄・腐敗防止に対する取り組みの更なる強化を目的として、当社グループのすべての会社に適用される「アイングループ贈収賄・腐敗防止方針」(以下、「本方針」)を定めます。

1. 目的

本方針は、当社グループ全体で、倫理に則った企業活動を推進し、贈賄及び腐敗防止に関する法令の遵守を確保すること、並びに収賄を根絶するために、グローバルにおける贈収賄及び腐敗防止に関するルールと原則について最低限の基準を定めるものです。

2. 適用範囲

本方針は、役員、従業員、派遣社員、出向社員、研修生等を含むアイングループ各社で勤務する全ての者(以下、「役員、従業員等」)及び実施権許諾先、代理人、仲介業者、委託販売先、アドバイザー、コンサルタント、請負人、その他アイングループ各社の業務遂行の代行者としての立場を有する個人(以下、「業務代行者等」)に適用されます。

3. 適用法令の遵守

本方針は、適用域内における贈賄及び腐敗防止に関する法令の遵守を確保するために、アイングループによって採択された贈賄及び腐敗防止の最低基準を定めるものです。しかしながら、域外において生じた行為にも適用される条項を含む贈賄及び腐敗防止に関する法令も存在し、当該贈賄及び腐敗防止に関する法令の遵守もまた必要とされます。役員、従業員等及び業務代行者等は、本方針以上に厳格な条件を定め得る、適用法令及びアイングループ各社の社内規程、手続及び行動基準を遵守し、高度な倫理基準を維持する必要があります。本方針のいずれの規定も適用法令を妨げ、置き換え、又は優先すると解釈されてはなりません。いずれの国又は法域が本方針の規定よりも厳格な規定をもって適用法令を制定した場合には、役員、従業員等及び業務代行者等は最も厳格な適用法令を遵守します。

4. 贈収賄及び腐敗

役員、従業員等及び業務代行者等は、倫理的で公正な方法で業務を遂行する必要があります。アイングループは、贈収賄を含むいかなる腐敗行為も厳に禁じています。賄賂は、あらゆる価値あるものであり、必ずしも現金による支払いに限りません。ギフト又は娯楽の提供といった一般的な商慣行又は社会的な儀礼であっても、特定の法令においては、賄賂に該当するおそれがあります。

したがって、役員、従業員等及び業務代行者等は、直接又は間接を問わず、不正に、ビジネス上の便益を得るため、又は確保するため、賄賂のおそれがある金銭、物品及び便益等を公務員、準公務員又は私人に対して提供しません。

また、役員、従業員等及び業務代行者等は、直接又は間接を問わず、判断若しくは行為に不当に影響を与えることが意図された、賄賂のおそれがある金銭、物品及び便益等を要求し、又は受領しません。

5. 助成及び献金

アイングループ各社は、不正に、ビジネス上の便益を得るため、又は確保するために、助成金、慈善献金、政治献金その他の資金提供を利用しません。

6. 帳簿及び記録

アイングループ各社は、合理的に詳細な範囲で、取引、支払い、ギフト、食事及び娯楽に関する費用を正確に示した帳簿及び記録を作成及び保管し、また本方針、適用法令及びアイングループ各社の社内規程若しくは手続に違反するおそれを予防又は発見するための内部統制を維持します。

7. 違反の報告

役員、従業員等及び業務代行者等は、本方針、適用法令及びグループ各社の社内規程若しくは手続に対する違反又は違反のおそれを発見した場合、その事案を、本目的等のために確立されたアイングループコンプライアンス ホットライン又は上長に対し、直ちに報告します。

制定:2022年9月1日
株式会社インホールディングス
代表取締役社長 大谷 喜一